

岡山市訓令甲第34号

庁 中 一 般  
出 先 機 関 一 般

岡山市委託業務監督規程を次のように定める。

平成28年 3 月 2 9 日

岡山市長 大 森 雅 夫

### 岡山市委託業務監督規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市が発注する建設コンサルタント業務等（測量業務，建築関係建設コンサルタント業務，土木関係建設コンサルタント業務，地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下「委託業務」という。）の委託契約（以下「契約」という。）について，その適正な履行を確保するため，岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）に規定する監督員の設置及びその事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(委託業務監督員の設置等)

第2条 委託業務に係る事務を担当する課（支所にあつては，産業建設課をいう。以下「担当課」という。）に監督員を置く。

2 監督員は，総括監督員及び委託監督員とする。

3 総括監督員は，担当課に所属する管理職員等の範囲を定める規則（平成21年人事委員会規則第7号）第2条の管理職員等（以下「管理職員等」という。），係長又は係長相当職の者のうちから担当課の長が指定する。

4 前項の規定にかかわらず，担当課の長が，病気，事故その他のやむを得ない事情により，総括監督員を指定することができないときは，当該担当課の長の直近上司（当該担当課が支所産業建設課である場合にあつては，支所長）が管理職員等，係長又は係長相当職の者のうちから総括監督員を指定する。

5 委託監督員は、担当課に所属する職員（総括監督員として指定された者を除く。）のうちから、契約ごとに総括監督員が指定する。

（各監督員の所掌する職務）

第3条 総括監督員及び委託監督員のそれぞれの所掌する職務については、次に掲げるとおりとする。

(1) 総括監督員は、監督事務を掌理し、委託監督員を指揮監督する。

(2) 委託監督員は、総括監督員の命を受け、監督事務に従事する。

（監督事務の処理における基本的姿勢）

第4条 監督員は、契約規則及びこの訓令並びに契約書に定める委託業務の監督に関する事務を処理するに当たっては、常に相互の連絡調整を図り、その処理に矛盾を生ずることのないよう留意しなければならない。

2 委託監督員は、指示、承諾その他の受注者に対する監督事務の処理に当たり、契約変更の必要性が生ずるものと認めるときは、総括監督員にあらかじめその旨を報告し、その指示を受けなければならない。この場合においては、総括監督員は、その適正性を判断するとともに、契約変更の内容が委託料額の30パーセントを超える増額を伴うと認めるときは、あらかじめ、当該変更契約に係る決裁権者（岡山市事務決裁規程（平成4年市訓令甲第4号）に基づき決裁権を有する者（代決権者を除く。）をいう。以下同じ。）と意見の調整を行わなければならない。

3 監督員は、監督事務の処理に当たっては、常に公正かつ厳正な態度で臨むとともに、受注者及び下請負人の業務を不当に妨げることがないように留意しなければならない。

（委託業務の把握）

第5条 監督員は、契約が締結されたときは、契約書及び設計図書（委託数量総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）の内容並びにこれらに定めるところにより受注者から提出される作業計画書の内容を把握しなければならない。

2 監督員は、委託業務の進捗状況を常時把握するとともに、受注者が関係行政機関等に提出すべき届出等の有無及びその内容を把握しなければならない。

（委託業務の促進のための措置）

第6条 監督員は、委託業務について、必要に応じ、関係行政機関等との協議・調整その他委託業務の進行を円滑に促進するために必要な措置を講じなければならない。

(不適当な委託業務関係者に関する措置請求及び報告等)

第7条 委託監督員は、受注者の委託業務に従事している者でその職務の執行につき著しく不適当であると認められるものがあるときは、その旨並びに必要と認める措置及びその理由を総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は、前項の規定による報告を受けた場合において、同項の措置を適当と認めるとき、又は他の措置をとることが必要と認めるときは、当該措置及びその理由を直近の上司に報告しなければならない。

(工程途中の段階における確認)

第8条 委託監督員は、契約書及び設計図書に定めるところにより、又は必要に応じ、工程の途中の重要な段階において、委託業務を調査し、必要な事項の確認を行わなければならない。

(修補の請求)

第9条 監督員は、委託業務の履行部分に設計図書に適合していない部分があると認めるときは、契約書及び設計図書に定めるところにより、受注者に対し、当該履行部分の修補を請求しなければならない。

(業務条件の変更等に係る事項の調査及び報告等)

第10条 委託監督員は、次の各号のいずれかに該当する事実につき疑義があるとき、又は当該事実につき受注者から確認を求められたときは、契約書及び設計図書に定めるところにより、直ちに受注者の立会を求めてその調査を行い、その結果(委託監督員が設計図書の訂正又は変更その他の適当な措置をとることを必要と認めるときは、その措置の内容を含む。)を総括監督員に報告しなければならない。

(1) 委託数量総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤謬<sup>びゅう</sup>又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 設計図書で明示されていない業務条件について予期することのできない特別な状態

が生じたこと。

(委託業務の一時中止事由の報告等)

第11条 委託監督員は、契約書及び設計図書に定める委託業務の一時中止に係る事由が生じたと認めるとき、又は当該事由の発生につき受注者から通知を受けたときは、直ちにその旨を総括監督員に報告しなければならない。

(履行期間延期事由の報告等)

第12条 委託監督員は、契約書及び設計図書に定める履行期間の延長に係る事由が生じたと認めるとき、又は当該事由の発生につき受注者から通知を受けたときは、契約書及び設計図書に定めるところにより、履行期間の延長について受注者と事前協議し、その結果を総括監督員に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第13条 委託監督員は、災害防止のための措置について受注者から意見を求められた場合においては、その内容が軽易なものであるときにあつては契約書及び設計図書に定めるところにより遅滞なく指示を与え、その内容が重要なものであるときにあつては総括監督員に報告しなければならない。この場合において、総括監督員は、契約書及び設計図書に定めるところにより、遅滞なく受注者に対し、適切な指示を与えなければならない。

2 委託監督員は、災害防止のため必要があると認めるときその他契約の履行上急迫の事情があると認めるときは、その旨及びとるべき措置の内容を総括監督員に報告しなければならない。

(解除事由の報告等)

第14条 委託監督員は、契約書及び設計図書に定める契約の解除に係る事由が生じたとき又は当該事由の発生につき受注者から解除の通知を受けたときは、直ちにその旨を総括監督員に報告しなければならない。

(検査に適する状態の報告及び検査の立会い)

第15条 委託監督員は、受注者から契約書及び設計図書に定める委託業務の完了通知を受けた場合は、設計図書に基づき委託業務を調査し、契約書及び設計図書に定める検査に適する状態にあると認めるときは、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

2 監督員は、検査員から検査の立会いを求められた場合は、特別な事由がある場合を除き、立ち会わなければならない。

(契約書及び設計図書に基づく監督事務)

第16条 監督員は、第2条から前条までに定めるもののほか、契約規則並びに契約書及び設計図書の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するために必要な指示、協議その他の監督事務を行わなければならない。ただし、総括監督員は、これらの監督事務のうち特に重要なものについては、自ら行わなければならない。

(書類等の整備等)

第17条 監督員は、その監督業務に係る委託業務ごとに、設計図書、工程表、作業計画書その他の監督事務に必要な書類及び帳簿を整備し、及び保管しなければならない。

(雑則)

第18条 この訓令に定めるもののほか、委託業務の監督に関し必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

(施工期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過処置)

2 岡山市委託業務監督規程の規定は、この訓令の施行の日以降に締結する委託業務の契約について適用し、同日前に締結した委託業務の契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年市訓令甲第8号)

(施行期間)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過処置)

2 改正後の第1条の規定は、この訓令の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。